

## 成田市土地開発公社公告第1号

### 制限付一般競争入札（事後審査型）について

制限付一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

令和 7年 8月 6日

成田市土地開発公社 理事長 宮 田 洋



#### 1 入札に付する事項

##### (1) 件名

土地開発公社公用車借上

##### (2) 納入場所

成田市土地開発公社（成田市花崎町760番地）

##### (3) リース期間

令和8年1月16日（金）から令和13年1月15日（水）まで

##### (4) 賃貸借物件の概要

仕様書に示すとおり

##### (5) 発注部署

成田市土地開発公社

##### (6) 入札形態

紙入札

##### (7) 予定価格

落札者の決定後に公表

#### 2 入札参加に必要な資格に関する事項

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 本件の公告の日から開札の日までの令和6・7年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「物品」部門「リース」として掲載されている者。

(2) 本件の公告の日から開札の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。

(3) 本件の公告の日から開札の日までの資格者名簿に、所在区分が市内業者、

準市内業者、県内業者又は県外業者として登載されている者。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本件の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

(5) 本件の開札の日の前日において、自らの責めに帰すべき事由により成田市発注の物品の納入を履行期間内に完了していない者又は賃貸借契約の目的物の引渡しを遅延している者でないこと。

### 3. 仕様書等の閲覧

成田市ホームページ (<https://www.city.narita.chiba.jp/>) からダウンロードして取得すること。

### 4. 仕様書等に対する質問

(1) 質問期限 令和7年8月12日(火) 正午まで

(2) 方法 E-mail により質問書を提出すること。ただし、E-mail が利用できない場合は、土地開発公社に事前に電話で連絡したうえ、FAXで提出するものとする。

E-mail: [zaisei@city.narita.chiba.jp](mailto:zaisei@city.narita.chiba.jp)

TEL:0476-20-1512 FAX:0476-24-1655

(3) 回答日 令和7年8月14日(木) 中に、成田市ホームページ上に掲載する。

### 5. 入札参加資格の申請等

本件の入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書に誓約書(成田市ホームページからダウンロード)を添付して郵送または土地開発公社窓口にて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、本件は事後審査であるが、当該手続きは必ず行うこととし、提出期間内に本手続きを行わない場合にあっては、当該入札に参加することができない。

(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限

令和7年8月15日(金) 午後5時まで

(2) 入札参加資格の確認

入札参加希望者について、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」の(1)から(3)に規定する資格の有無について確認し、令和7年8月18日(月)までに競争参加資格確認通知書をE-mailにより交付する。

なお、本件は事後審査方式であり、本通知によって全ての資格要件を確認及び承認したものではない。

6. 入札保証金について

入札保証金は免除する。

7. 入札辞退

- (1) 入札書受付開始時間から締切時間前までに入札を辞退する場合は、理由を記した辞退届を土地開発公社窓口を持参又は郵送し辞退の手続きを行う。
- (2) 入札書提出後開札時間前までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出する。

8. 入札

- (1) 入札期間 令和7年8月19日(火) 午前8時30分から同月21日(木) 午後5時まで(必着)
- (2) 方法 簡易書留による郵送又は窓口を持参  
入札書等は封筒に入れ封印の上、提出すること  
封筒の記載は、封筒表面に「入札書在中」と朱書きし、  
封筒裏面に「会社名」及び「件名」を記載すること。
- (3) 添付書類 「内訳書」に必要事項を入力したもの

9. 入札に関する注意事項

- (1) 入札書に記載する金額は賃貸借期間の総額(賃貸借月額(消費税及び地方消費税の額を含まない)に賃貸借月数を乗じ得られた金額)を記載すること。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を「入札書」に入力すること。
- (3) 次の一に該当する入札は、無効とする。
  - ア 入札に参加する資格を有しない者の入札
  - イ 金額の記入がないあるいは金額を訂正した入札書
  - ウ 記名押印を欠く入札書
  - エ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
  - オ 明らかに談合であると認められる入札
  - カ 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
  - キ 入札に関し、不正行為があった場合の入札

ク その他指定した以外の方法により入札した場合

(4) 入札の回数は、1回とする。

(5) 落札となるべき同価の入札者が2者以上のときは、くじ引きにより落札者を決定する。

#### 10. 開札

(1) 日時 令和7年8月22日(金) 午前9時00分

(2) 場所 401会議室

(3) 開札の立ち会い 開札の立ち会いを希望する者は、令和7年8月21日(木) 午後5時までに、成田市土地開発公社にE-mail (zaisei@city.narita.chiba.jp) で連絡すること。また、立会人は印鑑を持参すること。入札者の中に立ち会おう者がいない場合、入札事務に関係のない成田市土地開発公社職員を立ち会わせて開札を行う。

#### 11. 契約締結時期

落札者の決定後7日以内に契約を締結しなければならない。

#### 12. 契約保証金について

免除

#### 13. その他

(1) 入札した者は、入札後仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札執行は、本公社の都合又は入札を公平に執行することができないと認めるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立てることはできない。

(3) 事業協同組合等が入札に参加する場合は、当該組合等の構成員は、単独で入札に参加することはできない。

(4) 官公庁等とは、国等(各省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関))、県等(都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市、都市整備公社)及び市町村等(市町村(政令指定都市を除く)、以下a～cのいずれかの団体(a. 地方自治法に基づく一部事務組合、b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社、c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出している公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人(特例民法法人)であったもの))とする。

(5) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続

契約であり、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算を減額し、又は削除した場合、理事長は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(6) その他、成田市入札約款のとおりとする。